

基発 0317 第 2 号  
令和 8 年 3 月 17 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

### 厚生労働大臣が定める現物給与の価額について

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）第 2 条第 2 項において、労働保険料の算定の基礎となる「賃金」とは「労働の対償として事業主が労働者に支払うもの」であり、「通貨以外のもので支払われるもの」を含むとされている。「通貨以外のもので支払われるもの」の範囲については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号。以下「徴収則」という。）第 3 条において、「食事、被服及び住居の利益」等が定められている。

また、賃金のうち「通貨以外のもので支払われるもの」の評価については、徴収法第 2 条第 3 項の規定に基づき、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（平成 24 年厚生労働省告示第 36 号。以下「平成 24 年告示」という。）において定められている。

今般、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 94 号。以下「改正告示」という。）により、平成 24 年告示の一で定められる「食事で支払われる報酬等」が改正され、食事で支払われる賃金に係る価額が改定されることとなった。改定後の価額は、本年 4 月 1 日から適用されることとなる。

また、住居で支払われる賃金に係る価額については、平成 24 年告示の二で定められる「住宅で支払われる報酬等」にしたがって評価することとなるが、「住宅で支払われる報酬等」についても改正告示により改定がなされた。その他、「住宅で支払われる報酬等」に係る価額の単価については、居住室面積を対象として 1 畳当たりの価額を定めていたところ、改正告示により、総面積を対象として 1 平米当たりの価額が定められることとなった。これらにより、住居で支払われる賃金に係る価額及びその単価も改定され、本年 10 月 1 日から適用されることと

なる。

徴収則第3条の規定により、食事及び住居の利益を現物給与として、徴収法第2条第2項の「賃金」に含める取り扱いとする際には、ご留意いただきたい。

また、上記の取扱いについては、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第35条の規定により徴収する一般拠出金を算定する場合でも同様に適用されることとなることについても、ご留意いただきたい。

なお、本件改正告示は、健康保険法（大正11年法律第70号）第46条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第22条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第25条に基づく改正でもあるため、別添のとおり、本日付けで保険局長及び大臣官房年金管理審議官から日本年金機構理事長宛て通知している旨申し添える。